

## 【商品概要説明書】

(平成28年5月2日現在)

|                  |   |
|------------------|---|
| 商品名              | 年金受給者専用定期預金「スマイルライフ定期預金」  |
| 販売対象             | 当金庫で年金をお受け取りされている個人の方   |
| 期間               | 1年(利払式自動継続)   |
| 受入形態             | 証書式   |
| 預入金額             | お1人さまあたり10万円以上1,000万円以内   |
| 預入単位             | 1円単位  |
| 払戻方法             | 満期日以後に全額まとめて払い戻しいたします。  |
| 適用利率             | 預け入れ時の預入金額に応じたスーパー定期、大口定期預金の1年ものの店頭表示利率+年0.10%(税引き前)<br>(注)A.年金の受け取りを当金庫以外に変更された場合は、預け入れ時に遡って上乗せ金利を解除し、預入金額に応じた店頭表示利率に変更します。<br>B.「スマイルライフ定期預金」の取り扱いを中止した場合は、中止日以降に到来する満期日にスーパー定期、大口定期預金として書き替えするとともに、利率も預入金額に応じた1年ものの店頭表示利率を適用します。   |
| 利払頻度             | 満期日に一括して支払います。  |
| 計算方法             | 付利単位を1円とし、1年を365日として日割計算します。  |
| 税金               | お受取の利息には20.315%(国税15.315%復興特別所得税含、地方税5%)の税金がかかります。  |
| 付加できる特約条項        | 法令に定められた条件を満たせば、マル優の取り扱いが可能です。  |
| 中途解約時の取扱い        | A.6か月未満・・・解約日の普通預金利率<br>B.6か月以上・・・次のいずれか低い利率を適用します。<br>ただし、解約日の普通預金利率は下回らないものとします。<br>(a) 約定利率×50%<br>(b) 預入日現在の預入金額に応じたスーパー定期、大口定期預金6か月ものの店頭表示利率×95%   |
| 対象となる年金          | 公的年金および共済年金 また、企業年金も対象となります。  |
| その他参考となる事項       | ○預金保険の対象であり、預金保険制度の範囲内で保護されます。  |
| 苦情処理措置<br>紛争解決措置 | (1)苦情処理措置<br>①本商品の苦情等は、当金庫の営業店またはコンプライアンス室<br>(月～金【祝日、12月31日～1月3日を除く】9時～17時30分、<br>電話：0895-23-7000)にお申し出ください。<br>②当金庫のほかに、(一社)全国信用金庫協会が運営する全国しんきん相談所<br>(月～金【祝日、12月31日～1月3日を除く】9時～17時、電話：<br>03-3517-5825)でもお申し出を受け付けています。<br>(2)紛争解決措置<br>①愛媛弁護士会紛争解決センター(電話：089-941-6279)で<br>紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、<br>当金庫営業日に上記コンプライアンス室にお申し出ください。また、<br>お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 |

②東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。

また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。